

ボン気候変動枠組条約会合におけるREDD+関連の結果概要



林野庁計画課海外林業協力室
井上泰子

1. 概要

・6月1日から11日にドイツ・ボンで開催された第42回科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA42）では、REDD+についてCOP21での採択をめざす3つのガイダンス（（1）セーフガード、（2）非市場アプローチ、（3）非炭素便益）からなる決定案に合意しました。（SBSTA議題4：

http://unfccc.int/meetings/bonn_jun_2015/in-session/items/9026.php）

これがCOPで採択されれば、2007年のCOP13における決定に基づきSBSTAで議論されてきたREDD+の実施方法のガイダンスに関する一連の課題の検討は完了することとなります。

・一方、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」における2015年合意に向けた検討では、2020年以降の枠組みにおけるREDD+の位置づけ、市場メカニズムとして取り扱う（REDD+由来のクレジットの国際移転を認める）べきかどうか等についても、年末のCOP21での合意に向けて議論が続けられています。

・また、REDD+に関する資金や支援のあり方については、条約の下に設けられた「資金のための常設委員会（SCF）」の検討課題の一つとして検討されており、本年9月に専門的なフォーラムの開催が予定されているほか、2014年から開催されている「支援の調整のための自主的会合」において関係各国や支援機関による議論が行われています。同会合は今後も年一回開催し、2017年末にSBI47で一連の会合の成果をレビューするとともに、COP23で勧告を行うことが予定されています。

2. SBSTA42のREDD+結果概要

(1) セーフガード

・セーフガードとは、REDD+活動の実施に伴い発生する可能性がある社会的・環境的な悪影響を防ぐための措置（先住民の権利の保護や生物多様性の保全等）であり、セーフガード情報システムを整備し、セーフガードがどのように対処され、尊重されたかに関する情報の要約を定期的に条約事務局に提出し条約事務局のウェブプラットフォームに掲載することは、各途上国がREDD+結果支払いを受けるための条件とされています。

・これまでの交渉の経緯としては、2010年のCOP16（カンクン合意）において、途上国がREDD+の全てのフェーズ（準備、試験的实施、本格実施）に取り組む際に遵守すべき7つのセーフガードの項目を規定し、2011年のCOP17ではセーフガード情報システムを設置し、要約情報を提出すること、2013年のCOP19（ワルシャワREDD+枠組み）ではその提出の時期と頻度を決定しています。これらの決定を踏まえ、セーフガードの要約情報について透明性、一貫性、包括性、実効性を確保するための更なるガイダンスの必要性について我が国を含む各国からの提案書を元に検討されてきました。

- ・今次会合では、途上国各国が提出するセーフガードの要約情報について、7つのセーフガード項目のそれぞれについて自国の事情に合わせて説明することや、セーフガードを尊重するためのシステムやプロセスを説明することなどの4項目の要素を含むことを強く推奨することや、途上国のセーフガード情報の提出の段階的な改善を奨励することなどが合意されました。

(2) 非市場アプローチ

- ・2010年のCOP16（カンクン合意）後に、ボリビアがREDD+に代わる非市場アプローチとして「統合的で持続可能な森林管理のための緩和と適応の共同アプローチ（JMA）」を確立すべきと提案し、SBSTAでの検討が続けられてきました。

- ・議論においては、すでに検討が進んでいるREDD+とどのように異なるのか、別途ガイダンスを策定する必要があるのかという点が課題とされていました。

- ・今次会合においては、JMAを「REDD+を代替する非市場アプローチ」ではなく「REDD+の結果支払いを代替するアプローチ」として位置づけ、JMAを実施したい途上国が対応すべき項目を特定するとともに、資金提供者に対し、JMAのために幅広い資金源から引き続き資金を提供することを奨励することを含むガイダンスに合意しました。

(3) 非炭素便益

- ・森林の炭素蓄積が限られているアフリカ等においては、REDD+の結果支払いによる利益が限定的であることが予測されることから、アフリカ・グループが、森林保全等の効果的な実施と持続性の確保に貢献する非炭素便益に着目した支援を提案し、2012年のCOP18決定に基づき検討を続けてきたものです。

- ・各国とも炭素以外の便益が重要であることには異論がありませんでしたが、どのように結果支払いと関連づけるかが課題とされていました。

- ・議論の結果、非炭素便益は結果支払いに結びつく活動に伴うものとして位置づけられました。また、非炭素便益に着目した支援が必要な途上国は、非炭素便益の特徴、規模、重要性に関する情報を条約事務局のウェブプラットフォームに掲載しうること、これらの情報を必要に応じて関心国や資金組織に提示することを推奨することなどを含むガイダンスに合意しました。

3. その他

- ・6月8日に開催された第2回REDD+の支援の調整に関する自主的会合では、SCF、GCF（緑の気候基金）、GEF（地球環境ファシリティ）、FCPF（世銀森林炭素パートナーシップファシリティ）による情報提供と質疑応答などが行われるとともに、支援の調整、一貫性の向上に関するニーズやギャップについて議論が行われました。我が国からは、民間企業がREDD+支援に参画するに当たり、国レベルで準備すべきとされている国家戦略、参照レベル、森林モニタリング、MRVの取組等の各国の政策とどのように調整を図っているのか、ベストプラクティスの共有に関心がある旨発言しました。

議題等（気候変動枠組条約ウェブサイトへのリンク：英語）⇒

http://unfccc.int/land_use_and_climate_change/redd_web_platform/items/8784.php

- ・REDD+関係のサイドイベントとしては、CIFORによるベネフィット・シェアリングに関するセミナー「Who Pays, Who Benefits?- equity implications of REDD+ implementation and benefit sharing」が開催され、EU、インドネシアと共に井上がパネリストとして登壇しました。パネルディスカッションでは、公平性と効率性の確保が課題であることや、その分析方法などが参加者と共有されました。

概要報告⇒（CIFORウェブサイトへのリンク：英語）

<http://blog.cifor.org/29066/how-and-why-should-equity-be-addressed-within-the-redd-framework>

【写真】 出典 IISD: <http://www.iisd.ca/climate/sb42/enb/9jun.html>



交渉会合@World Conference Center (出典: IISD より Conservation International の Steven Panfil 氏撮影)



交渉終了後、REDD にちなんだ赤い服・ネクタイでの集合写真（出典：IISD よりドイツ代表团 Thomas Baldauf 氏撮影）